

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府

株式会社池田泉州銀行

池田泉州 T T 証券株式会社

株式会社自然総研

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社池田泉州銀行（以下「乙」という。）、池田泉州TT証券株式会社（以下「丙」という。）及び株式会社自然総研（以下「丁」という。）は、行方不明高齢者等の早期発見・保護や認知症に対する正しい知識の普及・啓発等などを通じて高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、急速な高齢化の進展や府内におけるひとり暮らし高齢者世帯及び認知症高齢者の増加等を見据え、乙、丙及び丁の日常業務を通じて、行方不明高齢者等の早期発見・保護、認知症に対する正しい知識の普及・啓発等を、甲、乙、丙及び丁が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを実現することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、府内の市町村に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、市町村における取組みが円滑に行われるよう、助言や情報提供等必要な支援に努めるものとする。

（乙、丙及び丁の役割）

第3条 乙、丙及び丁は、府内の店舗に対して本協定の趣旨の周知を図るとともに、店舗等における高齢者見守り活動等が円滑に行われるよう、通常業務に支障のない範囲で次の各号に掲げる活動に取り組むものとする。

（1）行方不明高齢者等の早期発見・保護

乙、丙及び丁は、行方不明高齢者等の早期発見・保護を図るため、高齢者等が行方不明になったときに、府内の市町村からの通報を受けて当該高齢者等を探索する「見守りSOSネットワーク」に協力するものとする。

（2）認知症に対する正しい知識の普及・啓発等

- ① 乙、丙及び丁は従業員に対し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の受講を推進する。
- ② 乙、丙及び丁は、甲及び府内の市町村が提供する認知症に対する正しい知識の普及・啓発や高齢者にやさしい地域づくりに関するポスターの掲示及びリーフレット・チラシ等の配布に努めるものとする。

③ 乙、丙及び丁は、認知症に対する正しい理解の促進のため、顧客向けセミナーの開催のほか、普及・啓発活動を行う。

(3) 高齢者の見守り・安否確認等

① 乙、丙及び丁は、業務での顧客との関わりの中で、地域における高齢者の見守り・安否確認活動に努めるものとする。

② 乙、丙及び丁は、業務での顧客との関わりの中で、振り込め詐欺や高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、最寄りの警察署や消費生活センター等関係機関に適切につなぐなど、地域における見守り支援に努めるものとする。

(4) 高齢者の生きがい、介護予防、仲間づくり

乙、丙及び丁は、高齢者の生きがい、介護予防、仲間づくりの促進のため、セミナー、講座等を行う。

(費用の負担)

第4条 前条の活動に要する費用は乙、丙及び丁の負担とする。

(報告)

第5条 乙、丙及び丁は、年1回、この協定に定める事項に関する取組みについて、甲に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、乙、丙及び丁における活動を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

(相互連携)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

但し、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかから契約解除の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月21日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号
大阪府
大阪府知事 吉村 洋文

乙 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社池田泉州銀行
取締役頭取 鶴川 淳

丙 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
池田泉州TT証券株式会社
代表取締役社長 井上 基

丁 大阪府池田市城南2丁目1番11号
株式会社自然総研
代表取締役社長 田原 彰